



令和 年 月 日

給配水施設に関する協議申請書

守口市水道事業管理者 様

申請者	住 所	
	氏 名	
	TEL	() —

「都市計画法第 32 条」及び「守口市開発行為指導要綱第 18 条」の規定に基づき、次の開発行為の給配水施設について協議します。

開発区域場所	守 口 市 丁 目 番 号				
代理人	住 所				
	氏 名		TEL	()	—
開発区域面積	m ²	建築物用途	住宅（一般・三直）・共同住宅・その他（ ）		
予定建築物概要	階数・戸数等	階 棟 戸	延床面積	m ²	

守水工台協第 — 号

給配水施設に関する協議回答書

上記の協議申請について、別紙給水図面のとおりに回答します。ただし、下記の赤○を付した条件を遵守すること。

記

- 1 給水装置工事は、守口市指定給水装置工事事業者において施工すること。
- 2 「守口市水道条例第 35 条」に基づく水道利用加入金は、給水装置の新設工事又は増径工事の申込みからしゅん工までの間に納入すること。
- 3 この協議申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに水道事業管理者と再協議すること。
- 4 受水槽有効容量は、m³以上とし、給水装置工事申込書に容量計算式を記入すること。また、しゅん工検査時に受水槽台帳を作成、提出すること。
- 5 検針方法については、親メーター検針か各戸検針かを決定のうえ、しゅん工検査速やかに関係書類を提出すること。
- 6 「守口市水道局給水装置工事施行基準」に基づき施工すること。
- 7 増圧給水方式については、給水装置工事申込みに先立ち、「直結増圧給水方式設計協議」を行うこと。
- 8 共用給水装置の所有権を水道事業管理者に譲渡する場合は、事前に協議を行い、給水装置工事のしゅん工検査合格後「譲渡書」を提出すること。

令和 年 月 日

守口市水道事業管理者

印

①委任状（別紙）、位置図（市内図）、現況図、土地利用計画図、配置図、給水計画図（集合住宅）、各階平面図の順に添付すること。

② 受水槽を有する建築物については、有効容量計算式、屋内配管系統図及び受水槽の位置を明記すること。

③ 直圧の場合は、給水計画図及び各階平面図の給水栓（蛇口）を赤色でマークすること。

④ 申請書は 2 部提出のこと。

※ 網掛け部のみ、もれなく記入してください。